税理士連絡協議会

令和６年６月 12 日（水）
午前 10 時 00 分～
あさひホール（ラピオ５階）

１　支部長あいさつ

２　税務署長あいさつ

３　議題

（１）税務職員採用試験受験者募集について【総務】
別添資料参照

（２）内部事務のセンター化について【総務】
別添資料参照

（３）令和６年分所得税及び復興特別所得税に係る予定納税の通知について
【管理運営】

予定納税通知書発送日　　令和６年６月 14 日（金）
（電子通知は令和６年６月 13 日（木））
減額承認申請書の提出期限　　令和６年７月 31 日（水）
第１期分納期限　　令和６年９月 30 日（月）
※なお、納付書を使用しない納付方法（キャッシュレス納付）を利用された方につきましては、納付書の送付がありませんのでご留意ください。

税務職員採用試験受験者募集





国税庁は、所得税、法人税、相続税などの直接税及び消費税、酒税などの間接税の賦課・徴収を行う官庁で、国の財政基盤を支える重要な仕事をしています。

その中で税務職員は、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして専門知識を駆使し、次のような業務を行います。

国税調査官	納税者から提出された確定申告書等について、適正な申告が行われたかどうかの調査や検査を行うとともに、申告に関する指導などを行います。
国税徴収官	定められた納期限までに納付されない税金の督促や滞納処分を行って、税金を徴収するとともに、納税に関する指導などを行います。
国税査察官	裁判官から許可状を得て、悪質な脱税者に対して捜索や差押などの強制調査を行い、刑事罰を求めるため検察官に告発します。

受験資格

1　令和６年４月１日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して３年を経過していない者及び令和７年３月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

2　人事院が１に掲げる者に準ずると認める者



申込方法

インターネット【人事院HP】により申し込んでください。

受付期間：令和６年６月14日（金）午前９時から６月26日（水）まで（受信有効）

（人事院ホームページ上の申込専用アドレス〔http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕へアクセスしてください。）

※　インターネット申込みができない環境にある場合には、人事院地方事務局・沖縄事務所に電話連絡してください。

試験日程

第１次試験	試　験　日	令和６年９月１日（日）
	試験内容	基礎能力試験（多肢選択式）、適性試験（多肢選択式）、作文試験
	合格発表	令和６年10月３日（木）
第２次試験	試　験　日	令和６年10月９日（水）から10月18日（金）までのうち、いずれか指定する日
	試験内容	人物試験（個別面接）、身体検査
	最終合格発表	令和６年11月12日（火）

問合せ先

名古屋国税局　人事第二課　試験係　ＴＥＬ052-951-3511（内線3451）

業務センターへの郵送等に関するお願い

名古屋国税局では、「内部事務のセンター化（※１）」を実施しておりますので、次の事項について、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではございません。

○　内部事務のセンター化の対象となる税務署（裏面参照）に申告書、申請書及び添付書類等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

- e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
- 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います（※２）。

○　書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。

○　業務センターでは納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書により問合せをさせていただくことがございます。

○　電話による税務相談や申告書、申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。

○　納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。

（※１）「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務（申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など）を、専担部署（業務センター）で集約処理する取組です。

（※２）e-Taxで申告、申請・届出等を行う場合に、別途郵送等で書面による提出が必要な登記事項証明書や売買契約書の写しなどの一定の要件に該当する書類については、イメージデータ（PDF形式）により提出することができます。

一定の要件に該当する書類については、法令の規定により原本の提出が必要な第三者作成書類が対象となります。詳細については、国税庁ホームページをご確認ください。

内部事務のセンター化の対象となる税務署

名古屋国税局では、令和３年７月から、専担部署（業務センター）で複数の税務署の内部事務を集約処理する「内部事務のセンター化」を進めており、令和８年の全署実施へ向けて、対象となる税務署を順次拡大しております。

令和６年７月10日からは、名古屋国税局業務センター沼津分室及び熱田分室を新設するとともに、三の丸分室及び多治見分室では対象署を拡大し、以下のとおり実施する予定です。

名称・所在地	対象署	名称・所在地	対象署
名古屋国税局　業務センター 〒461-8623 名古屋市東区泉一丁目17番８号 名古屋国税局　名古屋東分庁舎	名古屋東税務署 名古屋中税務署 （注２）	名古屋国税局 業務センター沼津分室 〒410-8553 沼津市市場町九番１ 沼津合同庁舎	沼津税務署 熱海税務署 三島税務署 下田税務署
名古屋国税局 業務センター三の丸分室 〒460-8527 名古屋市中区三の丸三丁目２番４号 名古屋第二国税総合庁舎	岐阜北税務署 岐阜南税務署 大垣税務署	名古屋国税局 業務センター熱田分室 〒456-0033 名古屋市熱田区花表町７番地17号	熱田税務署 中川税務署
名古屋国税局 業務センター多治見分室 〒507-8710 多治見市白山町一丁目209番地	多治見税務署 高山税務署 関税務署 中津川税務署 尾張瀬戸税務署	名古屋国税局 業務センター豊橋分室 〒440-8535 豊橋市大国町111番地 豊橋地方合同庁舎	豊橋税務署 西尾税務署 新城税務署
名古屋国税局 業務センター清水分室 〒424-8783 静岡市清水区松原町２番15号 清水合同庁舎	清水税務署 藤枝税務署	名古屋国税局 業務センター刈谷分室 〒448-8522 刈谷市若松町一丁目46番地１ 刈谷合同庁舎	刈谷税務署 豊田税務署
名古屋国税局 業務センター浜松西分室 〒430-8584 浜松市中央区中央一丁目12番４号 浜松合同庁舎	浜松西税務署 浜松東税務署 島田税務署 磐田税務署 掛川税務署	名古屋国税局 業務センター津分室 〒514-8544 津市桜橋二丁目99番地	津税務署 伊勢税務署 松阪税務署 上野税務署 尾鷲税務署

(注) 1　下線を付した部分は、令和６年７月10日からの変更箇所を示しています。
2　一部の行政指導事務等については、名古屋国税局業務センターにおいて、名古屋国税局管内全税務署の照会文書や通知書の発送、電話照会を集約処理しています。

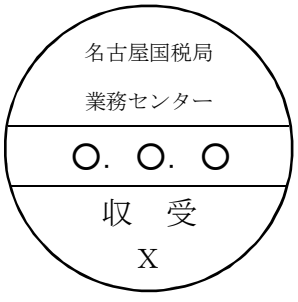
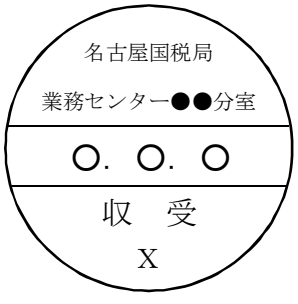
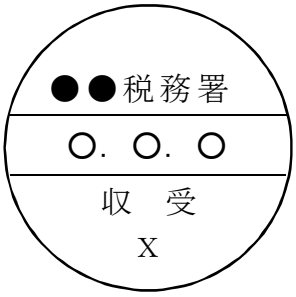
文書収受日付印の表示について

郵送等で業務センターが収受した文書（対象署から移送された文書を含む。）には、「名古屋国税局業務センター」と表示した文書収受日付印を押なつします。

なお、令和７年１月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。

このため、令和７年１月以降、申告書等を提出する際には、申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）していただきますよう、お願いします。

○　文書収受日付印イメージ

センター	センター（分室）	（参考）税務署
		

※　対象署の窓口に提出された文書には、従来どおり「●●税務署」等の文書収受日付印を押なつします。

（注）大垣税務署、高山税務署、関税務署、沼津税務署、熱海税務署、三島税務署、下田税務署、熱田税務署及び中川税務署の文書については、令和６年７月10日以降に業務センターが収受した文書が対象となります。